

平成18年12月20日

各 位

会 社 名 クミアイ化学工業株式会社
代 表 者 取締役社長 望月信彦
(コード番号 4996 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 大竹丈夫
(TEL. 03-3822-5036)

定 款 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年1月30日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 会社法施行時に定款の定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第4条、第9条、第13条)
 - ② 単元未満株式について、行使できる権利を定める規定を新設するものであります。(変更案第12条)
 - ③ 株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用した方法により開示することにより、株主に提供したものとみなすことができるようにするため、規定を新設するものであります。(変更案第20条)
 - ④ 株主総会における代理人による議決権行使に関し、代理人の人数を1名に制限するため、規定を変更するものであります。(変更案第22条)
 - ⑤ 取締役の解任について、中長期的視野に基づく経営の安定性を確保するため、会社法施行後も会社法施行前と同様の定足数及び決議要件とする規定を新設するものであります。(変更案第24条)
 - ⑥ 取締役会の機動的な運営を可能とするため、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第30条)
 - ⑦ 補欠監査役の選任に係る決議の効力を伸長する規定を新設するものであります。(変更案第33条)
 - ⑧ その他会社法の施行に伴う必要な規定の新設、削除のほか用語の変更等所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役及び監査役の適正な人員数を明確にするため、取締役の員数を3名以上から18名以内に、監査役の員数を3名以上から5名以内にそれぞれ変更するものであります。(変更案第23条、第32条)
- (3) その他、条文の新設及び削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商 号) 第 1 条 本社は、クミアイ化学工業株式会社と称し英文ではKUMIAI CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD. と称する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 本社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) 農薬、医薬品、農業用資材、加工食品、化粧品、動物用医薬品、動物飼料添加剤及びその他化学工業品の製造及び輸出、輸入ならびに販売。 (2) 種苗、花卉の生産及び輸出、輸入ならびに販売。 (3) 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発及びその生産物の輸出、輸入ならびに販売。 (4) 環境計量測定及び化学物質の分析、測定、解析などに関する業務。 (5) 不動産の賃貸借及び管理。 (6) 前各号に附帯関連する一切の事業。 (7) 他会社に対する投資又は会社設立の発起人となること。</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 本社は、本店を東京都台東区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告) 第 4 条 本社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞及び静岡市において発行する静岡新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 本社の発行する株式総数は、2 億株とする。<u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 本社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数) 第 7 条 本社の <u>1 単元の株式の数</u>は、1, 0 0 0 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行通り)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行通り)</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 (現行通り)</p> <p>(機 関) 第 4 条 <u>本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 本社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞及び静岡市において発行する静岡新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 本社の<u>発行可能株式総数</u>は、2 億株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 本社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第 8 条 本社の<u>単元株式数</u>は、1, 0 0 0 株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)</p> <p>第8条 本社は1単元の株式の数に満たない株式(以下、「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはその限りではない。</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 本社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の本社の株式を売渡すよう本会社に請求することができる。但し、本会社が当該請求により売渡すべき数の自己株式を有しないときは、その限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 本社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3. 本社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の交付届出の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ本会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 本社の株券の種類、<u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する取り扱い</u>については、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第9条 本社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 本社は、<u>前条の規定に係らず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはその限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 本社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となるべき数の本社の株式を売渡すよう本会社に請求することができる。但し、本会社が当該請求により売渡すべき数の自己株式を有しないときは、その限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第12条 本社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の所有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に定める請求をする権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 本社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 本社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し等株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ本会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 本社の株券の種類ならびに<u>株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料</u>については、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主の届出)</p> <p>第12条 株主、登録質権者又はその法定代理人は、その住所氏名及び印鑑を本会社所定の<u>名義書換代理人</u>に届け出なければならない。</p> <p>2. 前項に掲げた者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所を定めて届け出なければならない。</p> <p>3. 前1, 2項に定める届け出事項に変更が生じたときは、変更される事項を届け出なければならない。届け出をなさないために生じた損害については、本会社はその責に任じない。</p>	<p>(株主の届出)</p> <p>第15条 株主、<u>登録株式質権者</u>又はその法定代理人は、その住所氏名及び印鑑を本会社所定の<u>株主名簿管理人</u>に届け出なければならない。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第13条 本会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期の定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、本会社が必要と認めたときは、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を設けることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第16条 本会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行通り)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(総会の招集)</p> <p>第14条 本会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会</u>は必要に応じ随時招集する。</p> <p>2. 株主総会開催の場所は、本店所在地又は静岡市とし、開催の都度取締役会において決定する。</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第17条 本会社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。</p> <p>2. (現行通り)</p>
<p>(招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第18条 (現行通り)</p>
<p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(議長)</p> <p>第19条 (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 本会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(総会の決議)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数によって決定する。</p> <p>2. <u>商法第343条第1項</u>の規定による決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数及び選任)</p> <p>第19条 本会社の取締役は<u>3名以上とする。</u></p> <p>2. 取締役は株主総会において選任し、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>3. 取締役に欠員を生じたときは、補欠選任する。但し、法定の員数を欠かないときは、取締役会の決議により補欠選任しないことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役の選任)</p> <p>第21条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって<u>選任する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって取締役社長1名を置く。業務の都合により、取締役会の決議をもって、取締役会長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を置くことができる。</p>	<p>(総会の決議)</p> <p>第21条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決定する。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項</u>の規定による決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第22条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数及び選任)</p> <p>第23条 本会社の取締役は<u>18名以内とする。</u></p> <p>2. 取締役は株主総会において選任し、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>3. (現行通り)</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第24条 <u>取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第25条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第26条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって<u>選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第27条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の権限) 第23条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、会社の営業方針その他の重要事項を決定する。</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に、各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第25条 取締役会に関しては、この定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の数及び選任) 第26条 本会社の監査役は3名以上とする。</p> <p>2. 監査役は株主総会において選任し、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。</p> <p>3. 監査役に欠員を生じたときは、補欠選任する。但し、法定の員数を欠かないときは、取締役会の決議により補欠選任しないことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第28条 監査役はその互選により常勤監査役1名以上を置く。</p>	<p>(取締役会の権限) 第28条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集) 第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第30条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会規程) 第31条 (現行通り)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の数及び選任) 第32条 本会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>2. 監査役は株主総会において選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第33条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第35条 監査役会は監査役の中から常勤監査役1名以上を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第29条 監査役会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p> <p>2. 前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。</p>	<p>(監査役会の権限)</p> <p>第36条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に、各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (現行通り)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関しては、この定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 (現行通り)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(決算期)</p> <p>第32条 本会社の<u>決算期</u>は、毎年10月31日とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第39条 本会社の<u>事業年度</u>は、毎年<u>11月1日から翌年10月31日</u>とする。</p>
<p>(配当金の支払)</p> <p>第33条 本会社の<u>株主配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>2. <u>株主配当金は</u>、支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第40条 本会社は、毎年10月31日の最終の<u>株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という)を行う。</u></p> <p>2. 配当金が、支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、<u>本会社は</u>支払の義務を免れるものとする。</p>

以 上